

# **適正な電力取引についての指針（改定案） の主な改定事項について**

**平成27年12月17日（木）**

**公正取引委員会  
経済産業省**

# 主な改定事項（小売分野）

## 改定のポイント

託送料金相当金額の  
請求書等への明記  
(新旧対照表 8 ページ)

- 電気料金の透明性の確保の観点から、小売電気事業者は需要家への請求書又は領収書に託送供給料金相当支払金額を明記することを、望ましい行為と位置付け。

セット販売における  
不当な取扱い  
(新旧対照表 8 ページ)

- 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、自己の電気と他の商品又は役務をセット販売する場合において、セット割引による不当な安値設定を独占禁止法上問題となる行為と位置付け。
- 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、他の事業分野の事業者と業務提携を行うことにより自己の電気と他の商品又は役務をセット販売する場合において、自己の業務提携先に対して、他の小売電気事業者の提携内容を自己よりも不利なものとする事等を条件とすることを、独占禁止法上問題となる行為と位置付け。

スイッチングの円滑化  
(新旧対照表 17 ページ)

- 広域的運営推進機関や一般送配電事業者が、スイッチングの申込み状況に応じて対応能力を増強し、スイッチングが円滑に行われる環境を確保することを、望ましい行為と位置付け。
- スwitchingの妨害等不当な取扱いを行うことを、独占禁止法・電気事業法上問題となる行為と位置付け。

小売電気事業者による  
誤解を招く情報提供  
(新旧対照表 18 ページ)

- 誤解を招く情報提供により自己のサービスに需要家を不当に誘導することを、電気事業法上問題となる行為と位置付け。

# 主な改定事項（卸売分野）

## 改定のポイント

常時バックアップ契約  
(新旧対照表 2 1 ページ)

- 常時バックアップの供給量に関する記載を追加（高圧・特高は3割程度、低圧は1割程度）。
- 常時バックアップの供給主体に関する記載を追加。

小売電気事業者への卸供給・卸電力取引所への投入  
(新旧対照表 2 4 ページ、  
3 0 ページ)

- 区域において一般電気事業者であった発電事業者等が、単独で又は他の発電事業者等と共同して、他の小売電気事業者への電気の卸供給量又は卸電力取引所への電力投入量を制限すること等を、独占禁止法上問題となる行為と位置付け。

インサイダー取引  
(新旧対照表 3 2 ページ)

- インサイダー情報に関する社内管理体制の構築を望ましい行為と位置付け。
- 正当な理由なくインサイダー情報を知って行う卸取引や、インサイダー情報の公表を行わないことを、電気事業法上問題となる行為と位置付け。
- インサイダー情報に関する公表内容とその時期や公表方法についても規定。

相場操縦  
(新旧対照表 3 6 ページ)

- 市場価格のつり上げ及びつり下げ行為
- 物理的な出し惜しみ

# 主な改定事項（託送分野等）

## 改定のポイント

他部門と連携して実施する業務に関する配慮①  
（小規模事務所等での連携）  
（新旧対照表 4 2 ページ）

- 小規模事務所や山間部等における水力発電所等において、業務運営の効率性が著しく阻害される場合には、一般送配電事業者において、発電部門又は小売部門の従業員が送配電部門の業務を行うこと、又は、送配電部門の従業員が発電部門又は小売部門の業務を行うことを妨げるものでないことを明確化。

他部門と連携して実施する業務に関する配慮②  
（合理的な範囲での受託・委託）  
（新旧対照表 4 5 ページ）

- 一般送配電事業者において、送配電部門が小売部門や発電部門の業務を行う場合には、当該業務に相当する他の小売電気事業者や発電事業者の業務を受託できる範囲を公表し、合理的な範囲で受託することを、望ましい行為として位置付け。
- 一般送配電事業者において、送配電部門がその業務を小売部門や発電部門に実施させる場合には、その実施主体を募集すること等により、当該実施主体を決定することを、望ましい行為として位置付け。

需要家への差別的対応  
（新旧対照表 4 8 ページ）

- 一般送配電事業者が、送配電事業のために需要家と需給調整契約を締結する際に、自己の小売部門の需要家を優遇することを、電気事業法上問題となる差別的な対応の具体例として追加。※今後のネガワット取引の実態等を踏まえ、必要に応じて改定。
- 一般送配電事業者が、転居等により新たな供給先を検討中の需要家に対する情報提供において、自社の小売部門と他の小売電気事業者で不当に差別的に取り扱うことを、電気事業法上問題となる差別的な対応の具体例として追加。

代表契約者制度における差別的対応  
（新旧対照表 4 9 ページ）

- 代表契約者制度とは、バランシンググループを構成する複数の小売電気事業者と一般送配電事業者が一の託送供給契約を締結し、複数の小売電気事業者間で代表契約者を選定する仕組み。
- 一般送配電事業者が、正当な理由なく特定の小売電気事業者を代表契約者とする代表契約について協議を拒む場合等を、電気事業法上問題となる差別的な対応の具体例として追加。

# 主な改定事項（他のエネルギーと競合分野）

## 改定のポイント

オール電化に関する供給約  
款・選択約款の運用の適正化  
（新旧対照表 58 ページ）

- オール電化に関し、供給約款・選択約款の運用を適正化するため運用基準を定めることなどを望ましい行為としている記載について、オール電化メニューが原則として自由料金になることを踏まえ、当該記載を削除。

オール電化に関連した屋内配  
線工事等の差別的取扱い  
（新旧対照表 59 ページ）

- 一般送配電事業者が、屋内配線工事等において、オール電化であるかどうかにより需要家を差別的に取り扱うことを、電気事業法上問題となる行為として位置付け。